

金津高等学校同窓会会則

第一章 総 則

(名称)

第1条 この会は、福井県立金津高等学校（以下「母校」という。）同窓会（以下「この会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局を、福井県あわら市市姫四丁目5番1号、母校内におく。

(支部)

第3条 この会は、役員会の議決を得て支部をおくことができる。

第二章 目的・事業

(目的)

第4条 この会は、会員相互の親睦協調を図るとともに、常に母校との連携を密にし、その発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会誌の発行
- (3) 各種会合の開催
- (4) 母校行事への参加
- (5) 母校発展への協力
- (6) その他この会の目的達成に必要な事業

第三章 会員

(会員)

第6条 この会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 母校を卒業したもの
- (2) 特別会員 母校の教職員および教職員であったもの
- (3) 賛助会員 この会および母校の発展に特に貢献し、役員会が推薦したもの

第四章 役員

(役員)

第7条 この会を運営するために、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 評 議 員 年次毎若干名
- (6) 庶務会計 2名
- (7) 顧 問 2名

(選出)

第8条 役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長・副会長・監事は、理事で構成する選考委員会が候補者を選び、総会において承認を得る。
- (2) 理事は、評議員の中から選び、会長が委嘱する。
- (3) 評議員は、卒業年次・学科・職域地域等を考慮して選び、会長が委嘱する。
- (4) 庶務会計は、評議員の中から選び、会長が委嘱する。ただし、うち1名は特別会員（母校教職員であるもの。）があたる。
- (5) 顧問は、母校の校長の職にあるもの、および母校PTAの会長の職にあるものに会長が委嘱する。

(職務)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括し会議を主宰する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会務について企画協議し、その運営にあたる。
- (4) 監事は、会務および会計を監査する。
- (5) 評議員は、重要な会務について協議し、かつ、その分担処理にあたる。
- (6) 庶務会計は、会務の事務および会計を処理する。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応じるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第10条 役員の仕事は、3か年とする。ただし再任を妨げない。

第五章 会議

(種類)

第11条 この会の会議は、次のとおりとし、会長が招集する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 評議員会

(総会)

第 12 条 1.総会は、3 年毎の 8 月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、その期日を変更し、または臨時に開催することができる。

2.総会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

3.総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画および事業報告の承認
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 役員承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要事項

(役員会)

第 13 条 1.役員会は、会長・副会長・理事・監事・庶務会計をもって構成する。

2.役員会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 会則に定める事業の企画および運営に関する事項
- (2) 総会に付すべき案件に関する事項

(評議員会)

第 14 条 1.評議員会は、評議員をもって構成する。

2.評議員会は、会務に関する基本的事項について協議する。

第六章 会計

(経費)

第 15 条 この会の経費は、入会金・終身会費・臨時会費および寄付金等の収入をもってあてる。ただし、金額については役員会の議決を得て決定するものとする。

(会費)

第 16 条 正会員は、入会に際し、入会金および終身会費を納入しなければならない。

第 17 条 会長は、必要と認めるとき、役員会の議決を得て臨時に会費を徴収することができる。

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付則

- (1) 会長は、この会則の運用に関し、必要な事項を別に定めることができる。
- (2) この会則は、昭和 61 年 3 月、設立総会の日から施行する。